

議第12号

高山市分担金徴収条例及び高山市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

高山市分担金徴収条例及び高山市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

農業関連事業の分担金の率の改定等を行うため改正しようとする。

高山市分担金徴収条例及び高山市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

(高山市分担金徴収条例の一部改正)

第1条 高山市分担金徴収条例(昭和56年高山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前.				改正後			
別表第1(第1条—第3条関係)				別表第1(第1条—第3条関係)			
事業区分	事業名	被徴収者の範囲等	分担金の率	事業区分	事業名	被徴収者の範囲等	分担金の率
1の部(略)				1の部(略)			
2 県単独事業	(1) かんがい排水事業	受益者で、その事業の施行に係る農業用排水路の利用地域内に農用地を所有又は耕作しているもの	事業費の <u>100分の30</u>	2 県単独事業	(1) かんがい排水事業	受益者で、その事業の施行に係る農業用排水路の利用地域内に農用地を所有又は耕作しているもの	事業費の <u>100分の10</u>
	(2) ほ場整備事業	受益者で、その事業の施行に係る地域内に農用地を所有又は耕作しているもの	事業費の <u>100分の35</u>		(2) ほ場整備事業	受益者で、その事業の施行に係る地域内に農用地を所有又は耕作しているもの	事業費の <u>100分の20</u>
	(3) 農道整備事業	受益者で、その事業の施行に係る農道の利用地域内に土地若しくは家屋を所有又は使用しているもの	事業費の <u>100分の30</u> (舗装新設に係るものについては、 <u>事業費の100分の15</u> )		(3) 農道整備事業	受益者で、その事業の施行に係る農道の利用地域内に土地若しくは家屋を所有又は使用しているもの	事業費の <u>100分の10</u>
	(4)の項(略)				(4)の項(略)		
3 市単独事業	(1) かんがい排水事業	受益者で、その事業の施行に係る農業用排水路の利用地域内に農用地を所有又は耕作しているもの	工事費の <u>100分の35</u> (維持修繕に係るものについては、 <u>工事費の100分の17.5</u> )	3 市単独事業	(1) かんがい排水事業	受益者で、その事業の施行に係る農業用排水路の利用地域内に農用地を所有又は耕作しているもの	工事費の <u>100分の10</u>
	(2) 農道改良事業	受益者で、その事業の施行に係る農道の利用地域内に土地若しくは家屋を所有又は使用しているもの	工事費の <u>100分の35</u> (舗装新設に係るものについては、 <u>工事費の100分の17.5</u> )		(2) 農道整備事業	受益者で、その事業の施行に係る農道の利用地域内に土地若しくは家屋を所有又は使用しているもの	工事費の <u>100分の10</u>
	(3) ほ場整備事業	受益者で、その事業の施行に係る地域内に、ほ場を所有又は耕作しているもの	工事費の <u>100分の40</u> (維持修繕に係るものについては、 <u>工事費の100分の20</u> )		(3) ほ場整備事業	受益者で、その事業の施行に係る地域内に、ほ場を所有又は耕作しているもの	工事費の <u>100分の20</u>
	(4) 農地等災害復旧事業(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号。)	受益者で、その事業の施行に係る地域内に土地若しくは家屋を所有又は使用しているもの	(農地) 工事費の <u>100分の20</u> (農業用施設) 工事費の <u>100分の17.5</u>		(4) 農地等災害復旧事業(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号。)	受益者で、その事業の施行に係る地域内に土地若しくは家屋を所有又は使用しているもの	(農地) 工事費の <u>100分の20</u> (農業用施設) 工事費の <u>100分の10</u>

	以下「暫定措置法」という。)に規定されない災害復旧事業)		
(5)の項 (略)			
4の部 (略)			
5 県営土地改良事業	(1) かんがい排水事業	受益者で、その事業の施行に係る農業用排水路の利用地域内に農用地を所有又は耕作しているもの	事業費の <u>100分の15</u>
備考 1 (略) 2 災害復旧事業のうち農地の非補助部分に係る分担金の額については、当該部分に要する費用の額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額とする。 3 <u>公共事業、県単独事業及び県営土地改良事業の分担率は、補助残額の2分の1を上限とする。</u>			

	以下「暫定措置法」という。)に規定されない災害復旧事業)		
(5)の項 (略)			
4の部 (略)			
5 県営土地改良事業	(1) かんがい排水事業	受益者で、その事業の施行に係る農業用水路の利用地域内に農用地を所有又は耕作しているもの	事業費の <u>100分の5</u>
備考 1 (略) 2 災害復旧事業のうち農地の非補助部分に係る分担金の額については、当該部分に要する費用の額に <u>100分の20</u> を乗じて得た額とする。 3 <u>排水路、幹線農道、防災減災機能等に係る農業用施設の整備については、分担金を徴収しない。</u>			

(高山市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 高山市土地改良事業分担金徴収条例(昭和56年高山市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表(第1条—第3条関係)				別表(第1条—第3条関係)			
事業区分	事業名	被徴収者の範囲	分担金の率	事業区分	事業名	被徴収者の範囲	分担金の率
1 県営土地改良事業	(1) かんがい排水事業	土地改良事業の施行により、利益を受ける者(以下「受益者」という。)で、その事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者及び土地改良事業の施行に係る地域内にある土地以外の土地で当該土地改良事業によって著しく利益を受けるものを権原に基づき使用し、及び収益するもの並びに土地改良事業によつて著	事業費の <u>100分の15</u>	1 県営土地改良事業	(1) かんがい排水事業	土地改良事業の施行により、利益を受ける者(以下「受益者」という。)で、その事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者及び土地改良事業の施行に係る地域内にある土地以外の土地で当該土地改良事業によって著しく利益を受けるものを権原に基づき使用し、及び収益するもの並びに土地改良事業によつて著	事業費の <u>100分の5</u>

		しく利益を受けるもの	
	(2) ほ場整備事業 (経営体育成事業)	同上	事業費の <u>100分の12.5</u>
	(3) 土地改良総合 整備事業(農村 環境整備事業)	同上	事業費の <u>100分の15</u>
	(4) ため池等整備 事業	同上	事業費の <u>100分の15</u>
	(5)の項 (略)		
2 団体営土地改良事業	(1) 団体営土地改良事業	受益者で、その事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの	事業費の <u>100分の24</u> (維持修繕に係るものについては、 <u>事業費の100分の12</u> )

備考 この表に定めるもののほか、分担金の率等の異なる事業については、その都度市議会の議決を経るものとする。  
 分担率は、補助残額の1/2を上限とする。

		しく利益を受けるもの	
	(2) ほ場整備事業 (経営体育成事業)	同上	事業費の <u>100分の5</u>
	(3) 土地改良総合 整備事業(農村 環境整備事業)	同上	事業費の <u>100分の5</u>
	(4) ため池等整備 事業	同上	事業費の <u>100分の5</u>
	(5)の項 (略)		
2 団体営土地改良事業	(1) 団体営土地改良事業	受益者で、その事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの	(農地) 事業費の <u>100分の20</u> (農業用施設) 事業費の <u>100分の10</u>

備考  
 1 この表に定めるもののほか、分担金の率等の異なる事業については、その都度市議会の議決を経るものとする。  
 2 排水路、幹線農道、防災減災機能等に係る農業用施設の整備については、分担金を徴収しない。

#### 附 則

(施行期日等)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の高山市分担金徴収条例及び第2条の規定による改正後の高山市土地改良事業分担金徴収条例の規定は、令和5年4月1日以後に施行する事業に係る分担金について適用する。